

# 姫路市自治基本条例 骨子（案）

1	姫路市自治基本条例の制定についての考え方	1 ページ
2	条例の構成	2 ページ
3	条例骨子	
	前 文	3 ページ
	第1章 総則	4 ページ
	第2章 市民・議会・市長等	6 ページ
	第3章 行政運営の基本原則	8 ページ
	第4章 参画と協働	11 ページ
	第5章 国及び他の地方公共団体等との連携・協力	13 ページ
	第6章 条例の見直し	14 ページ

平成24年7月10日

# 1 姫路市自治基本条例の制定についての考え方

## (1) 条例制定の背景

国においては、平成 22 年 6 月に閣議決定した地域主権戦略大綱に基づき、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しや基礎自治体への権限移譲等の地方分権に関する取り組みが進められています。

このような状況の中、地方公共団体や市民には、自己決定と自己責任に基づく自主、自立の精神がこれまで以上に強く求められており、改めて自らの自治の在り方を再定義し、政策や市政運営の基本的な方針を定めることが必要になっています。

また、成熟社会への移行など社会情勢の変化に伴い、市民ニーズが多様化、高度化し、行政だけで対応することは困難になってきたことから、多様な主体が役割や責任を分担しながら担っていくという「新しい公共」という考え方が生まれました。

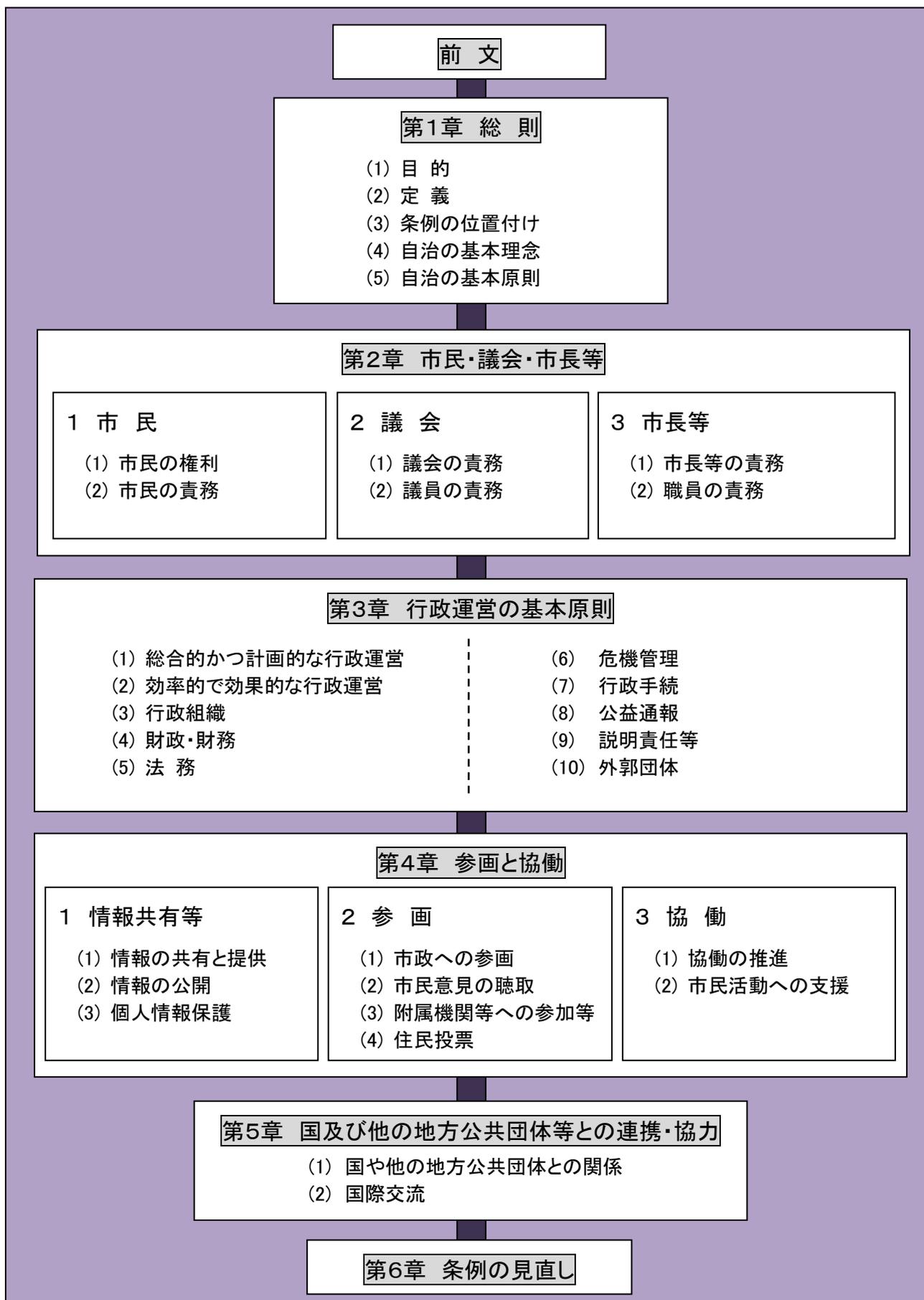
このような考え方を踏まえ、行政サービスの効率化や質の向上を図るためには、幅広い市民の参画と協働を一層促進する必要があります。

## (2) 条例制定の目的

自治基本条例の制定を通じて、本市における自治の基本理念や行政運営の基本原則等を明確にすることにより、この理念や原則を市民と行政が共有し、市民の自治意識の醸成を図ります。

また、市政を担う職員が、条例の理念や内容を理解し、実践することにより、市民との協働や市民への説明責任等に関する意識の向上を図ります。

## 2 条例の構成



### 3 条例骨子

#### ■ 前 文 ■

- ① 姫路市の自然、歴史、文化
- ② 先人が築いてきたまちを発展させ、次世代を担う子どもに引き継いでいくこと
- ③ 市民がまちづくりの主体であることを自覚すること
- ④ まちづくりを担う活動の中には、自治会等による地域コミュニティ活動をはじめ、NPO活動・ボランティア活動・事業者による社会貢献活動があること
- ⑤ 市民、議会、行政が協力し、適切な役割分担の下で、まちづくりを進めていくこと
- ⑥ 子どもの豊かな人間性を家庭や地域社会を通じて育むこと
- ⑦ 自治の本旨である団体自治と住民自治の理念の実現を目指すこと
- ⑧ 本市の自治の基本について定める自治基本条例の制定を宣言すること

## ■ 第1章 総 則 ■

### (1) 目 的

- ① 自治の基本理念や基本原則を明らかにすること
- ② 市民、議会、市長等の責務を定めること
- ③ 参画と協働による自治の基本的事項を定めること
- ④ 市民主体の自治の実現を図ること

### (2) 定 義

次のように用語の定義を定める。

- ① 市民 市内に住所を有する者（以下「住民」という。）、市内へ通勤し又は通学する者及び市内で事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体
- ② 市長等 市長その他の執行機関
- ③ 参画 市民が市政及び地域のまちづくりに主体的に参加すること
- ④ 協働 市民と市又は市民同士が、相互に理解し、対等な立場で、それぞれの役割と責任を踏まえ、共通の目的達成に向け協力すること

### (3) 条例の位置付け

- ① この条例が本市の自治の基本を定めるものであること
- ② 市や市民は、条例の趣旨を尊重すること
- ③ 市は、自治に関する他の条例や規則等の制定、改廃、運用に当たっては、この条例との整合を図ること

### (4) 自治の基本理念

- ① 市民がまちづくりの主体
- ② 市民の信頼に基づく市政の推進

- ③ 個人の尊厳や自由の尊重
- ④ 公正で開かれた市政の推進
- ⑤ 地域の個性、自立性を尊重したまちづくりの推進

**(5) 自治の基本原則**

- ① 情報共有の原則
- ② 参画の原則
- ③ 協働の原則

## ■ 第2章 市民・議会・市長等 ■

### 1 市民

#### (1) 市民の権利

- ① 市政情報を知ること
- ② まちづくりに参画すること

#### (2) 市民の責務

- ① 市民は、次に掲げる責務を果たすこと
  - ・まちづくりにおいて行政と協働すること
  - ・民間相互で協働すること
  - ・まちづくりに関する負担を分任すること
- ② 地域コミュニティ活動（自治会等の活動）・NPO活動・ボランティア活動（以下「市民活動」という。）に取り組む団体は、地域の活性化に資する活動に努めること
- ③ 事業者は、社会的責任を認識し、社会貢献活動に努めること

### 2 議会

#### (1) 議会の責務

- ① 議会は、姫路市議会基本条例に基づき、その役割と責務を果たすため、市民の意思を的確に把握するとともに、透明性を確保し、開かれた議会運営を行うよう努めること

#### (2) 議員の責務

- ① 議員は、姫路市議会基本条例に基づき、公正かつ誠実に議会活動を行い、市民の信頼に応えるよう努めること

### 3 市長等

#### (1) 市長等の責務

- ① 市長等は、事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図りながら、行政機能を発揮すること
- ② 市長等は、参画と協働による市政を推進すること
- ③ 市長は、市民の代表者として、市民の信頼に応え、公正かつ誠実に市政を運営すること
- ④ 市長は、市民の福祉の向上、行政サービスの質の向上など、市の活性化に向け必要な政策・施策・事業（以下「政策等」という。）を講ずること

#### (2) 職員の責務

- ① 市民全体の奉仕者として、法令・条例・規則等を遵守し、公正・公平かつ誠実に、全力で職務に専念すること
- ② 職務の遂行に当たっては、市民の目線に立ち、市政を運営すること

## ■ 第3章 行政運営の基本原則 ■

### (1) 総合的かつ計画的な行政運営

- ① 市長等は、総合的かつ計画的な行政運営を行うために、基本構想その他行政分野全般に係る政策等に関する計画（以下「総合計画」という。）を位置付け、策定すること
- ② 市長等は、総合計画の策定に当たり、市民意見の反映に努めること
- ③ 市長等は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、適切に進行管理を行うこと
- ④ 市長等は、総合計画が社会経済情勢の変化や新たな行政需要に対応できるよう、常に検討を加えること
- ⑤ 市長等は、各行政分野の計画について、総合計画の趣旨を踏まえて策定すること

### (2) 効率的で効果的な行政運営

- ① 市長等は、効率的で効果的な行政運営を行うため、事業の継続的な評価、見直しを行い、不断の行財政改革に取り組むこと
- ② 市長等は、評価、見直しの結果を政策等、予算等に適切に反映するよう努めること

### (3) 行政組織

- ① 市は、市民のニーズや社会経済情勢に的確に対応するための組織の構築を行うこと
- ② 市は、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織の構築を行うこと

### (4) 財政・財務

① 市長等は、財政・財務規律の遵守に注力し、健全な財政運営に努めること

② 市長等は、財政状況に関する情報を、市民に分かりやすく説明すること

**(5) 法 務**

① 市長等は、市の政策等の立案や行政課題の解決に当たり、適正に法令を解釈した上で、条例、規則等の整備を積極的に行うこと

**(6) 危機管理**

① 市長等は、市民の生命等の安全を確保するための体制を整備すること

② 市長等は、その対応に当たっては、市民や関係機関と連携、協力し、相互支援を行うこと

**(7) 行政手続**

① 市長等は、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導、届出等の行政手続に関し、共通する事項を明らかにし、行政運営における公正の確保、透明性の向上を図ること

**(8) 公益通報**

① 市長は、行政運営に係る法令違反等について、職員からの通報を受けける体制を整備すること

② 市は、通報を行った職員が通報による不利益を受けることがないように、必要な措置を講ずること

**(9) 説明責任等**

① 市長等は、政策等の立案、実施、評価の各過程において、市民に分かりやすく説明すること

- ② 市長等は、市政に対する要望・意見等（以下「要望等」という。）に対して誠実かつ迅速に対応し、その内容を事業の改善に反映するよう努めること
- ③ 市長等は、要望等について職員の公正かつ公平な職務の遂行を確保するため、別に定めるところにより必要な措置を講ずること

**(10) 外郭団体**

- ① 市長等は、外郭団体について、その設立の趣旨や目的が社会経済情勢の変化に適応し、適正かつ健全に運営が行われるよう助言・指導を行うこと
- ② 市長等と外郭団体は、円滑な連携を図り、当該外郭団体の設置目的を、効率的かつ効果的に達成するよう努めること

## ■ 第4章 参画と協働 ■

### 1 情報共有等

#### (1) 情報の共有と提供

- ① 市は、自ら積極的に情報の提供に努めるとともに、市民、市民活動に取り組む団体、行政間の情報の交換を行うなど情報の共有を推進すること
- ② 市は、市民への情報提供に当たっては、正確で分かりやすく、迅速に提供するとともに、子どもが市政に関心を抱くよう、配慮すること

#### (2) 情報の公開

- ① 市は、市民の知る権利を尊重し、非公開情報が記録されていない限り、別に条例で定めるところにより、公文書を公開すること

#### (3) 個人情報保護

- ① 市は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報の公正かつ適正な取扱いを確保すること

### 2 参画

#### (1) 市政への参画

- ① 市長等は、市民が市政へ主体的に参画することができる機会を確保するとともに、政策等の立案、実施及び評価の各過程において、参画の推進に努めること

#### (2) 市民意見の聴取

- ① 市長等は、市の重要な計画等の策定時には、案件を事前に公表し、市民意見の聴取に努めること

### **(3) 附属機関等への参加等**

- ① 市長等は、市の附属機関及び懇談会等（以下「附属機関等」という。）への市民の参加に関し、必要な事項を別に定めることとし、附属機関等の審議に広く市民の意見を反映させ、市民の市政への参画を推進すること
- ② 市長等が設置する附属機関等の会議は、原則、公開とすること

### **(4) 住民投票**

- ① 市長は、市政に関し、特に重要な事案について広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができること
- ② 住民投票を実施する場合には、その実施に必要な事項は、事案ごとに条例で定めること
- ③ 市長は、住民投票の結果を尊重すること

## **3 協働**

### **(1) 協働の推進**

- ① 市長等は、協働を支援するための仕組みを整備するとともに、多様な担い手による協働を推進すること
- ② 市長等は、協働の支援に当たっては、市民の自主性及び自発性を損なわないよう配慮すること

### **(2) 市民活動への支援**

- ① 市長等は、市民活動の活性化を図るため、その支援を行うこと

## ■ 第5章 国及び他の地方公共団体等との連携・協力 ■

### (1) 国や他の地方公共団体との関係

- ① 市は、適切な役割分担の下、国や県と対等な立場で相互に協力し、共通する課題の解決に努めること
- ② 市は、他の地方公共団体と共通する市政の課題や広域的な課題について、積極的に連携や協力を図り、その解決に努め、市政を推進すること

### (2) 国際交流

- ① 市は、国際社会における役割を果たすため、国外の都市等との交流、連携や協力を努めるとともに、得られた情報や知恵を市政に活かすよう努めること

## ■ 第6章 条例の見直し ■

- ① 市長は、市政をこの条例の趣旨を踏まえて運営するとともに、市民意見や社会情勢の変化等を考慮し、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること
- ② 市長は、必要な措置を講ずるに当たっては、市民等を含めた検討組織を設け、その意見を聴くこと